

徳島県病院局管理規程第十二号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年八月二十五日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「管理者が定めるものに限る」を「附則第八項に規定する新型コロナウイルス感染症を除き、管理者が定めるものに限る」に改める。

附則に次の三項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業手当の特例）

8 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合においては、第七条及び第十五条第一項の規定は、適用しない。

一 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域又はこれに準ずる区域における新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護等若しくは入院のための移送の業務のうち、これらの者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務

二 前号に掲げる業務に相当すると管理者が認める業務

9 前項の規定により支給する感染症防疫等作業手当の額は、業務に従事した日一日につき二千円とする。

10 前二項の規定は、令和五年六月一日から令和五年九月三十日までの間に従事した業務に適用するものとする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第八項から第十項までの規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和五年六月一日から適用する。

3 前項の場合において、改正後の附則第八項に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定（以下「改正前の規定」という。）に基づいて支給された感染症防疫等作業手当の額が、改正後の規定に基づいて支給される感染症防疫等作業手当の額を下回る場合には、改正前の規定に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。